



社団法人日本カヌー連盟 常務理事会（4月3日）議事録

日 時： 平成 16 年 4 月 3 日（土） 14:30～15:00
場 所： 日本スポーツマンクラブ
出 席 者： 細谷悦哉、成田昌憲、輿石 憲、春園長公、甲斐信幸、畑 満秀
事務局：土岐葉子
欠 席 者： 藤木宏清、猪股栄三、元安良文、阿部茂明

< 審議事項 >

1. スポーツ交流事業（文部科学省）について（畑 理事）
別紙資料により説明を行い、日韓の合同合宿で申請することとなった。
JOCの日韓交流事業は受入れ、派遣の両方を行わなければならない。
2. 規則について（輿石副専務理事）（甲斐常務理事）
 - ・全ての規則を整理し、6月の総会（6/19）で発表する。
 - ・褒賞金は団体（チーム）についても決める。
 - ・公認規定は業者、都道府県カヌー協会、国体組織委員会に配布を行う。
 - ・公認業者の懇談会においてカヌー連盟のロゴマークを使用したいとの申し出があった。規定作成のうえロゴマークの登記を行った後、実施することとなった。
3. 日本スポーツ仲裁機構の仲裁条項採択について（成田専務理事）
仲裁条項の採択について、昨年理事にアンケートを取り承認を得ているので、下記内容にて日本スポーツ仲裁機構へ報告することとした。
「カヌー競技またその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決するものとする。」

< 報告事項 >

1. 日本財団の平成 16 年度助成事業の決定を受けて事業の授与式に出席する。（細谷副会長）
2. 三好レディースの総会（4月13日）へ出席する。（細谷副会長）
3. 公認業者との懇談会について（甲斐常務理事）
3月27日に東京プリンスホテルにて業者のとの懇談会を開催し、19団体の参加があった。
 - ・業者からの要望と連盟からお願いが少しずれている。
 - ・地域公認スクール、指導員のことが中心であった。

4. その他

- (1) 今年度中に立ち上げるシーカヤック、ドラゴン、ツーリング等に業者に参加してもらえるよう、4月19日に再度打ち合わせを行うこととなった。(甲斐常務理事)
- (2) カヌーショウがみなと未来パークで開催(4/3・4)されている。(甲斐常務理事)
カヌーの指導者に対して感心が高いと言われた。
- (3) 日本カヌー連盟主催のドラゴン大会を実施する。(成田専務理事)
- (4) 公認業者の業種によっては係わりのない事業もあり、メリットない業者は大切に扱う必要がある。(成田専務理事)
- (5) 埼玉県御幸湖のドラゴン大会に出席する。(細谷副会長)
- (6) 各種事業について(含む補助事業・補助無し)(細谷副会長)
申請前の打合せ・申請・内示・決定・事業の実施及び終了・報告等が十分なされていないので担当者の総務部長は洩れのないよう、遅れないよう実施してもらいたい。
早急に責任の明確化と実施の細部について専務より文書化(形式)を作ることとなった。
- (7) 総会(6月)について(成田専務理事)
 - ・ 規定の準備を行う。
 - ・ 借入金の状況、財務状況の報告を行う。
- (8) 業者より連盟の支払いが遅いとの意見があり、予算のあるものは支払いを行うこととした。

以上

公益社団法人日本カヌー連盟 選手選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人日本カヌー連盟(以下、「本連盟」という。)'定款』第8章第59条に定める規定に基づき、選手選考委員会(以下、「委員会」という。)に関することを定める。

(審議・所管事項)

第2条 委員会は、本連盟カヌー競技に関する国際競技大会等に対する代表参加者の選考について審議、決定する。

(委員)

第3条 委員会に、つぎの委員を置く。

委員長1名 副委員長1名 委員10名程度とする。

2 委員長には、会長が就任する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、または欠けたとき、その職務を代行する。

4 委員は副会長、専務理事、常務理事が就任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、随時にこれを開催するものとし、委員長が招集して議長となる。

2 委員会の議事は委員の過半数が出席し、議決は出席者の過半数で決する。

但し、電磁的方法による表決は出席したものとみなす。可否同数のときは議長が決する。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に所管強化委員会または学識経験者の参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

(選手選考基準および選考方法)

第6条 選手選考基準および選考方法は、対象年度の競技別日本代表選手編成方針に従い、常務理事会が定め、事前に広く開示する。

2 委員会に対し、所管各競技の強化委員会は選考基準を満たしている選手に理由を

付し、選考対象者として推薦することができる。

- 3 委員会は、選考にあたっては総合的見地から判断し、合理的裁量権の範囲で審議し決定する。

(不服申し立て)

第7条 本委員会の選手選考決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 本規程は平成31年4月1日より施行する